

次期介護保険事業計画 及び 介護予防・日常生活支援総合事業等に 関する説明会

- ・平成30年度以降の予防相当サービスについて
- ・居宅介護支援事業所の権限移譲について

1

平成30年 3月16日

桑名市 保健福祉部 介護高齢課

目次

1. みなし指定の有効期間の満了と
H30年度以降の訪問型・通所型サービスについて
2. 事業所番号、請求について
3. 居宅介護支援事業所の権限移譲について

1. みなし指定の有効期間の満了と H30年度以降の訪問型・通所型サービスについて

- 現在、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、総合事業（介護予防相当サービス）の指定も受けています。

→「みなし指定」

- この指定は、平成30年3月31日まで有効です。
- 桑名市は、平成30年4月1日以降も、「介護予防相当サービス」を総合事業で継続することとします。

※確定しているのは第7期介護保険事業計画の期間中（H30年度～H32年度）のみです。

- ただし、みなし指定とは扱いが異なることから、請求等事務の一部変更が生じます。

2. 事業所番号、請求について

- ▶ H30.4月サービス提供分から、利用者の介護度によって、事業所番号やサービスコードを使い分けることとなります。

利用者の介護度	事業所番号	サービスコード
要介護1～5	24 7 〇〇〇〇〇〇〇〇、 24 9 〇〇〇〇〇〇〇〇等	11〇〇〇〇(訪問) 15〇〇〇〇(通所)
要支援1・2、 チェックリスト該当	24 A 〇〇〇〇〇〇〇〇 ※左から3ケタ目が「A」	A2〇〇〇〇(訪問) A6〇〇〇〇(通所)

※A 1、A 5は「みなし」専用のサービスコードです。
H30.4月サービス提供分からは、A 2、A 6をご使用ください。

- 事業所番号は、事業所一覧に掲載します。
- 報酬単価については、今後国から示される単価をそのまま適用します。
 - 現時点では、加算の新設や改定は予定されているものの、月額包括報酬部分については「従来の単価を維持する。」と発表されています。
- また、単価改定は平成30年10月1日からとされています。
 - 平成30年9月30日までは、現在の算定構造が維持されます。
- サービスコード一覧は、今後、市ホームページに掲載します。
 - 9月30日までは現在の算定構造のため、下4ケタは変わりません。頭2ケタがA1→A2、A5→A6と変わります。
- 総合事業は市町村ごとの指定です。他保険者の方がご利用を希望される際は、その事業所が他保険者の総合事業の指定を受けているか、ご確認をお願いします。※住所地特例対象者は問題ありません。

3. 居宅介護支援事業所の権限移譲について

- ▶ 平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定等権限が、都道府県から市町村に移譲されます。事業所所在地の市町村が指定等事務を担当することとなります。
- ▶ それに伴い、今まで三重県庁や北勢事務所に提出していた申請書や届出書を、桑名市役所にご提出いただくこととなります。
- ▶ 実地指導を行うのも市になります。
- ▶ 居宅介護支援事業所を対象とした集団指導を、下記のとおり開催する予定です。詳細は追ってご連絡いたします。

日程 平成30年4月23日（月）※開催時間は未定。

場所 桑名市役所5階 大会議室

- ▶ なお、市が担当となりますが、「地域密着型サービス」ではないため、利用者を桑名市民に限定する必要はありません。